



《ご自由にお持ちください》
パブリックコメントを実施しています

▶ 皆様のご意見をお寄せください ◀

■ 募集期間

令和3年9月24日（金）～10月24日（日）

■ 提出方法

任意の様式に計画案へのご意見を記載のうえ、
下記へ持参、郵送、FAX、電子メール、町民ポスト
へ投函のいずれかにより提出してください。

なお、ご意見には必ず住所、氏名、電話番号をお
書きください。

上富良野町保健福祉課子どもセンター

電話 45-6501 FAX 45-9977

メール hoken@town.kamifurano.lg.jp

上富良野町子どもセンター 整備基本構想・基本計画(案)

令和3年9月

上富良野町

目 次

1	基本構想・基本計画策定の経緯と背景	1
2	人口等の推移	2
	(1) 人口	
	(2) 出生	
	(3) 認定こども園就園率	
3	現状と課題	3
	(1) 子育て支援拠点事業	
	(2) 子育て支援班	
	(3) 児童館	
	(4) 児童相談支援センター	
	(5) 発達支援センター	
4	新子どもセンター整備の必要性	10
	(1) 子育てにかかる相談・支援、各事業の集約による施設機能	
	(2) 発達に遅れのある子どもの早期発見と早期療育の場の充実	
	(3) 児童福祉にかかる相互連携と強化	
	(4) 子育て世帯（未就学児童）を重点とした避難所として活用	
	(5) 施設維持・管理の効率化	
5	新子どもセンター整備の基本方針	11
	(1) 子育て支援体制の確保	
	(2) 療育体制の確保	
	(3) 児童館機能の確保	
	(4) 災害時における子育て世帯避難所の確保	
6	新子どもセンター建設場所の選定	12
	(1) 新子どもセンター建設の場所	
	(2) 新子どもセンター建設場所の選定にあたっての考え方	

7	新子どもセンター構造の選定	13
	(1) 階層の検討と選定	
	(2) 工法の検討と選定	
8	新子どもセンター建設にあたってのコンセプト	13
	(1) 機能性	
	(2) 利便性、居住性、経済性等	
9	新子どもセンター運営計画	16
	(1) 子育て支援拠点事業	
	(2) 子育て支援班	
	(3) 児童館	
	(4) 児童相談支援センター	
	(5) 発達支援センター	
10	新子どもセンター規模と財源内訳	17
	(1) 建設地	
	(2) 建設工法	
	(3) 建物面積	
	(4) 主な設備	
	(5) 建設費用	
	(6) 財源内訳	
	(7) 建設検討委員会設置による検討	
	(8) 整備スケジュール	

I 基本構想・基本計画策定の経緯と背景

上富良野町立病院においては、平成28年消防法の改正により令和7年6月30日までにスプリンクラー設置が義務付けられ、現状のままでの運営が不可能になったことから、その対応が検討されていたところですが、施設の老朽化や狭さによる弊害が生じていることに加え、医療施設としての機能充実を図るため、改築整備を図ることが令和2年7月に決定され、新町立病院が子どもセンター解体後の跡地に建設されることにより、子どもセンターを移転することとなりました。

現在の子どもセンターは、平成17年に旧老人身障者センターを改築し移転しましたが、その後も必要に応じた改修整備を行いながら、現在は発達支援センターと子育て支援拠点事業を行っています。建物については、昭和47年建設であることから、老朽化により配管や機械設備の劣化等が進んでいるほか、今後は子育てに係る一体的な支援を行うための施設整備も喫緊の課題となっています。

上富良野町においても、人口減少、少子高齢化及び核家族化等による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てへの不安や孤立を感じる保護者が増加し、子育て支援に関するニーズも多様化しています。

また、近年「ほかの子どもに比べて発達に遅れがあるのでは」「うまく集団生活にとけ込めない」「言葉に遅れがある気がする」「コミュニケーション能力に不安がある」等、発達に課題のある又は疑いのある子どもの相談件数が増加傾向にあります。

保育現場や教育現場においても、発達に課題がある子どもが多く報告される中、相談や支援へのニーズが増加しており、充実した療育環境の整備が重要な課題となっています。

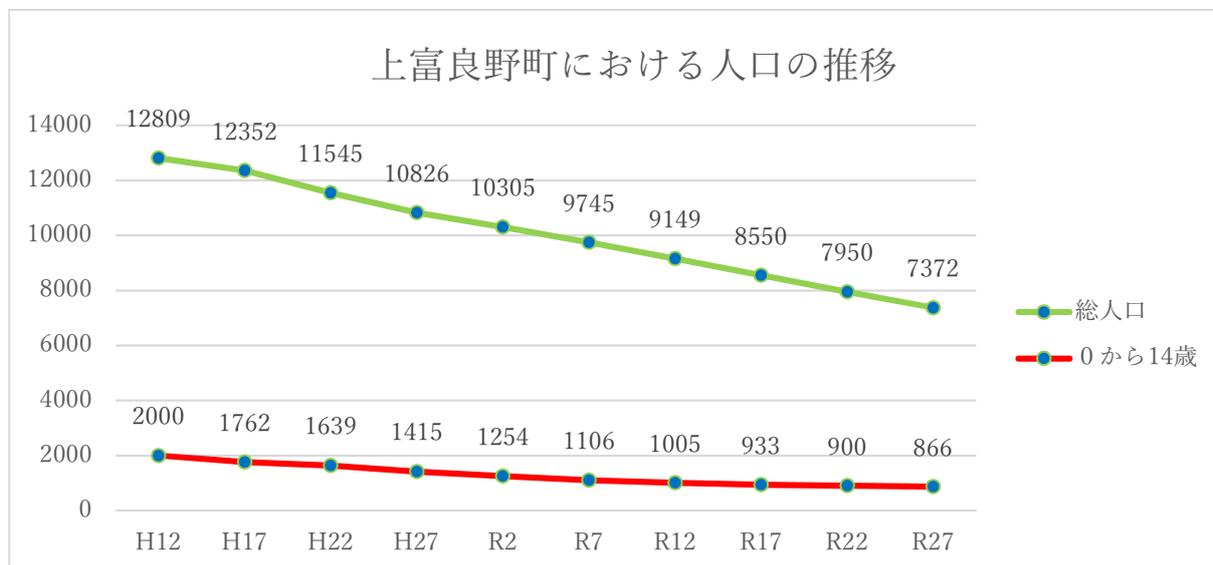
また、町内において児童館は2施設（東児童館、西児童館）あり、児童等が放課後や土曜日、長期休み等において自由に来館できる居場所となっています。

このような状況において、子どもたちが健やかに成長し、子どもとその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、乳幼児期からの適切な支援を行うため、相談・療育・支援等の機能を持ち合わせた一体的な施設として「上富良野町子どもセンター」を設置し、円滑な事業実施のための基本的な考え方や取り組みを明確にするため、「上富良野町子どもセンター基本構想・基本計画」を策定します。

2 人口等の推移

(1) 人口

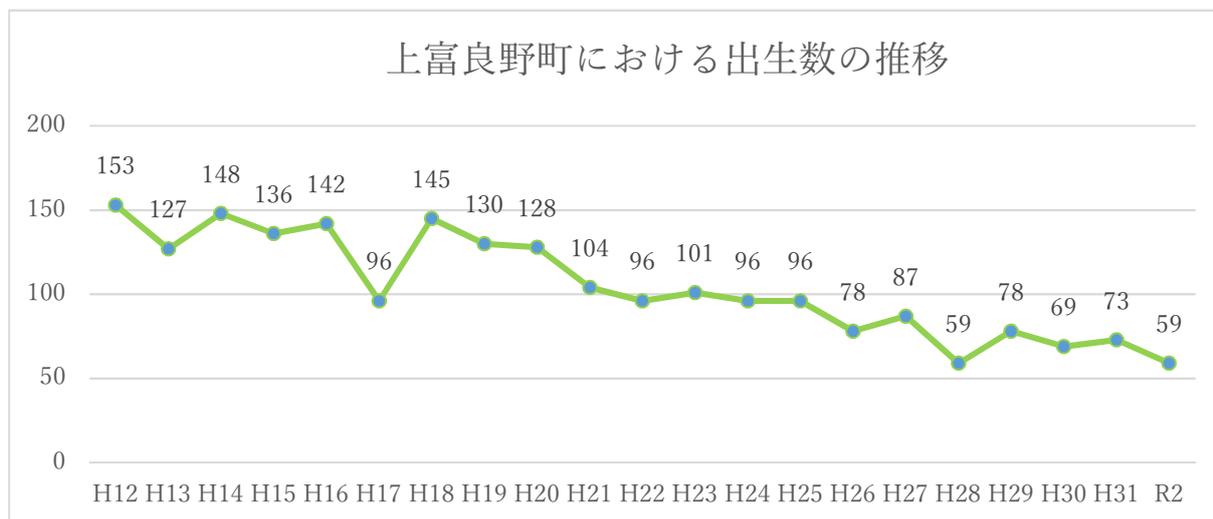
上富良野町の人口は年々減少が続いており、0歳から14歳につきましても、今後減少が見込まれています。



参照：第2期上富良野町人口ビジョンより

(2) 出生

上富良野町の出生数は隔年ごとに変動していますが、減少傾向にあります。

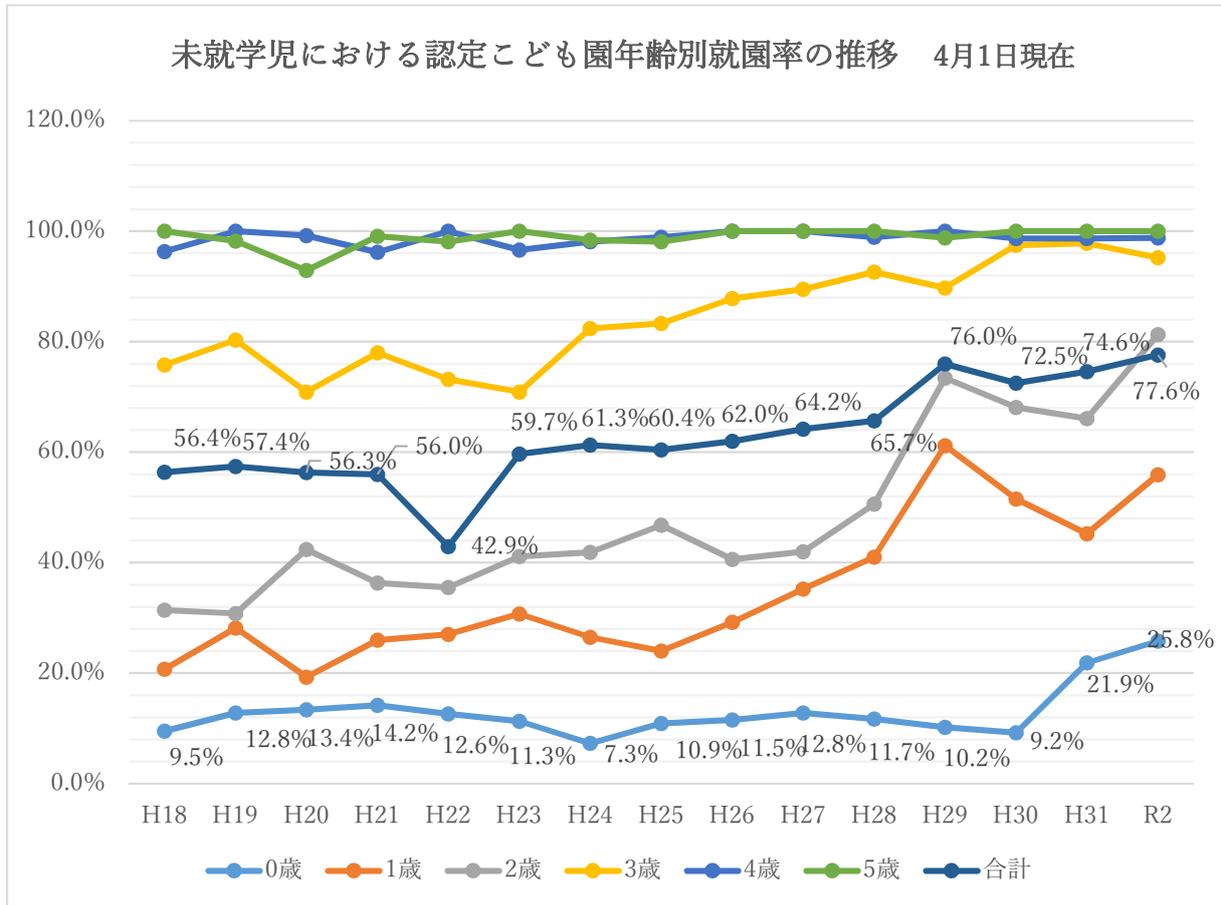


参照：第2期上富良野町人口ビジョン（～H26）及び実績（H27～）より

(3) 認定こども園就園率

平成28年4月1日から上富良野高田幼稚園が幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行し、わかば愛育園及びわかば中央保育園が認可保育所から幼保連携型認定こども園へ移行しました。また、平成30年10月1日から上富良野西保育園が認可保育所から保育所型認定こども園へ移行しました。

認定こども園への就園率は、女性の社会進出を一つの理由に年々増加しています。更に令和元年10月1日から施行された「幼児教育・保育無償化」により、3歳から5歳児の利用者負担（保育料）が無償となりました。この結果、保護者の経済的負担軽減がされたことで、第2子以降の預かりが増加し、0歳から2歳児の就園率が飛躍的に増大しています。

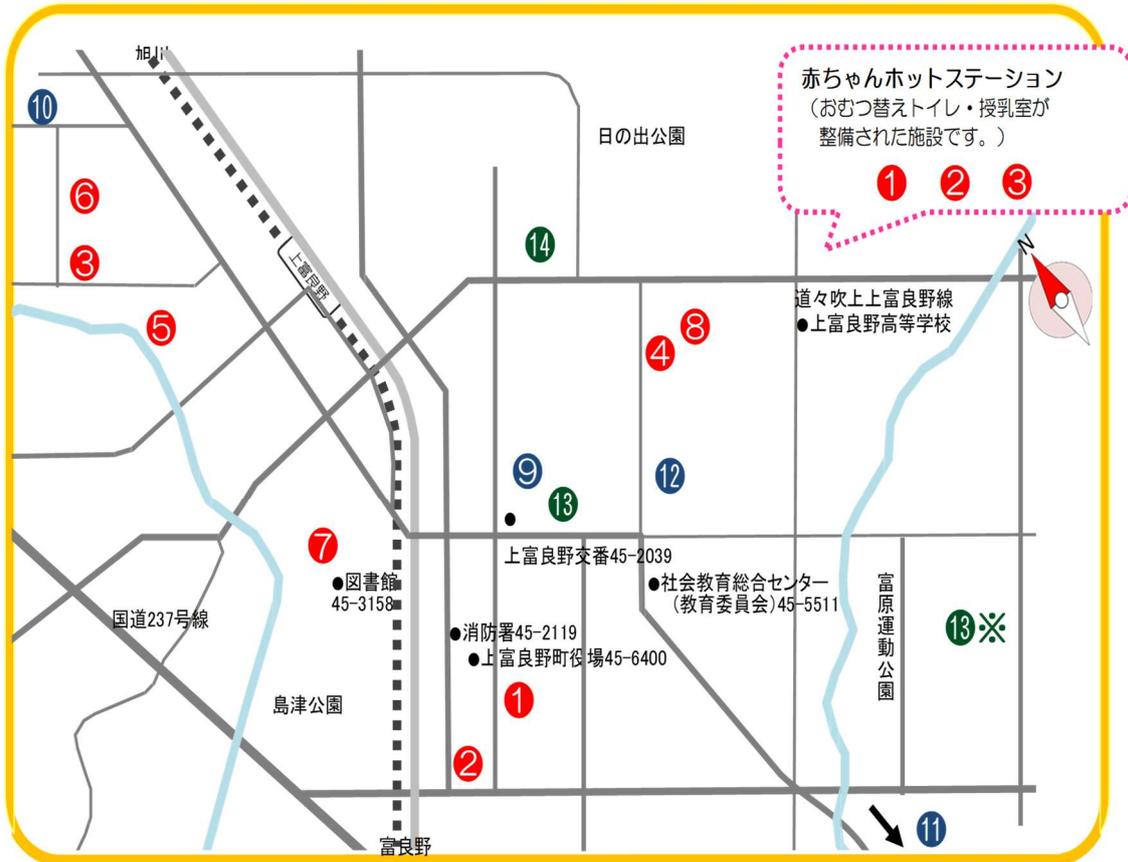


3 現状と課題

当町には陸上自衛隊上富良野駐屯地があることから、転出入者が多く、妊娠・出産、その後の子育てにおいて身近に相談者がいない方も多く、親の孤独感や育児に対する不安解消等を図りながら、子育て環境を整えていく必要があります。

母子保健と子育て支援のそれぞれの機関・施設やスタッフがそれぞれの役割を果たしながら、同時に日常的に連携を図り、個々に応じた支援を行っていくことが重要であり、子育て世代の視点に立った相談や関連事業の実施により、必要な情報が必要な保護者に届くことが、子育て世代の孤立を防ぐことにつながります。

かみふらの子ども・子育てマップ



子育て関係施設

小・中学校教育施設

名称/事業内容など	
1 上富良野町保健福祉総合センター かみん	子ども・子育て包括支援センター・児童相談支援センター・母子手帳・妊婦相談・乳幼児健診・予防接種受付 大町2丁目8番4号 ☎ 45-6987
かみんプレイルーム (保健センター内)	小さなお子さんが親子で自由にご遊べるお部屋です。
2 上富良野町 子どもセンター	子育て支援拠点事業・リサイクル用品 発達支援 大町3丁目2番22号 ☎ 45-6501
なかよしサロン (子どもセンター内)	小さなお子さんが親子で自由にご遊べるお部屋です。
ファミリーサポートセンター	こどもサポートふらの「地域の預かりネットワーク」 大町3丁目2番22号 (子どもセンター内) ☎ 45-6966
かみふ子育てネット「くるくる」	子育てサークル会員と個人会員のネットワーク 大町3丁目2番22号 (子どもセンター内) ☎ 45-6501
3 西児童館 (子育てサロン)	小さなお子さんが親子で、児童が自由に遊べます。 泉町1丁目5番1号 ☎ 45-6346
4 東児童館 (子育てサロン)	小さなお子さんが親子で、児童が自由に遊べます。 旭町2丁目1番17号 ☎ 45-4097
認定こども園	
入園のご相談は保健福祉課子育て支援班へ	
5 認定こども園上富良野高田幼稚園	栄町3丁目2番30号 ☎ 45-2446
6 上富良野西こども園	泉町1丁目5番15号 ☎ 45-4072
7 わかば中央保育園	富町1丁目4番90号 ☎ 45-2074
8 わかば愛育園	旭町3丁目5番43号 ☎ 45-2803
9 上富良野小学校	宮町1丁目3番13号 ☎ 45-2052
10 上富良野西小学校	扇町3丁目 ☎ 45-2577
11 東中小学校	東8線北18号 ☎ 45-9653
12 上富良野中学校	旭町1丁目1番5号 ☎ 45-2072
児童福祉施設関係	
13 ゆうひ	放課後等サービス 宮町1丁目1番24号 ☎ 56-7565 ※日中一時支援事業 丘町1丁目7番26号 ☎ 56-7565
14 TOBEL	放課後等サービス 宮町4丁目1番25号 ☎ 56-7157

(1) 子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に参加できる事業として子どもセンターで実施していますが、ライフスタイルの変化等により、子どもの入園率が高くなることで、対象年齢の高い事業は利用者数が減少しています。一方、2歳未満の子どもが対象となる事業については、子どもや保護者の居場所、コミュニティの場として、利用者数は横ばい又は増加の傾向にあります。

また、育児サークル（令和3年度12団体）については、活発に活動できるよう町が継続して支援を行うとともに、新規サークル設立を促し、子育て世代におけるネットワークを構築することで、不安なく子育てできる環境づくりを進める必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業については、NPO法人子どもサポートふらのに委託して事業を行っていますが、活動実績は年々増加の傾向にあります。有効な事業展開を図るため、今後も中富良野町と共同で委託するよう進めていきますが、基本事業や緊急サポート事業の利用増加に伴うサポーターの確保も課題となっています。

開設日	月曜日～金曜日（祝日及び12月31日から1月5日を除く）
開設時間	8時30分～17時15分



●子育て支援拠点事業の年度別利用者の推移

(人)

事業名	H28		H29		H30		H31 ※3月閉所		R2 ※4/17～5/31閉所		
	人数	月平均	人数	月平均	人数	月平均	人数	月平均 11か月	人数	月平均 10.5か月	
あそびのひろば 2歳～就学前	2,622	218.5	2,078	173.2	1,055	87.9	771	70.1	738	70.3	
みんなおいて 就学前	-	-	-	-	1,239	103.3	845	76.8	785	74.8	
よちよち 1歳11か月まで	2,208	184.0	1,886	157.2	1,551	129.3	1,447	131.5	2,061	196.3	
ぴよぴよ 7か月まで	598	49.8	533	44.4	446	37.2	366	33.3	493	47.0	
なかよしサロン	3,853	321.1	3,493	291.1	2,565	213.8	1,971	179.2	1,495	142.4	
小計	9,281	773.4	7,990	665.8	6,856	571.3	5,400	490.9	5,572	530.7	
泉栄サロン	269	22.4	219	18.3	202	16.8	153	13.9	190	18.1	
食育サロン	-	-	-	-	189	15.8	119	10.8	32	3.0	
育児相談	39	3.3	124	10.3	102	8.5	51	4.6	27	2.6	
マタニティ教室	-	-	35	2.9	31	2.6	35	3.2	56	5.3	
1歳の誕生会 (参加児のみ)	55	4.6	43	3.6	41	3.4	37	3.4	43	4.1	
にこにこ赤ちゃん (同伴児のみ)	54	4.5	74	6.2	68	5.7	48	4.4	36	3.4	
リ サ イ ク ル	提供者	403	33.6	309	25.8	352	29.3	339	30.8	284	27.0
	持ち帰り者	686	57.2	596	49.7	716	59.7	650	59.1	617	58.8
	計	1,089	90.8	905	75.4	1,068	89.0	989	89.9	901	85.8

(2) 子育て支援班

開設日	月曜日～金曜日(祝日及び12月31日から1月5日を除く)
開設時間	8時30分～17時15分



① 認定こども園の利用決定など、子育て支援に関する児童福祉業務を行っています。

② 子ども・子育て包括支援センター

妊娠期から子育て期までの総合相談窓口として、平成29年4月に保健福祉総合センター内に設置しました。

③ 子ども家庭総合支援拠点

虐待をはじめとする課題を抱える子どもと家庭への相談対応及び支援拠点として、平成31年4月に保健福祉総合センター内に設置しました。

子育て支援班は、2つの機能を一体的に担い、育児に関する相談窓口として子どもセンターに集約されることにより、相談体制のワンストップ化が図られます。

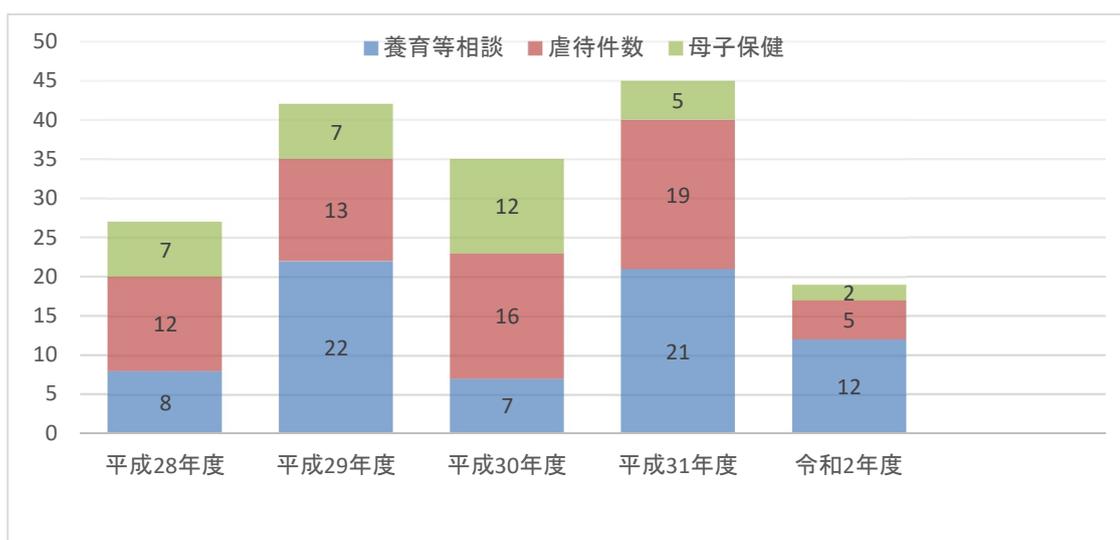
(件)

年度		H29	H30	H31 (R1)	R2	合計
子ども・子育て 包括センター	訪問数	86	103	94	102	385
	相談数	58	146	192	142	538
子ども家庭総合 支援拠点	訪問数			24	17	41
	相談数			37	27	64

④ 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会の調整機関として、育児不安や育児ストレス、養育力不足等による児童虐待ケースに係る支援の管理、関係機関の調整を行っています。

●上富良野町要保護児童対策地域協議会個別進行管理台帳登録ケースの推移



(3) 児童館

18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的として2施設を運営しています。

東児童館においては、昭和57年建築から約40年が経過しており、床下補強、和室、窓枠及び外壁の改修、玄関及びトイレのバリアフリー化等が必要であり、子どもの居場所として児童館機能の長寿命化が課題です。

開設日	月曜日～土曜日（祝日及び12月31日から1月5日を除く）
開設時間	13時～17時（土曜日、長期休業期間は、10時から開館）



●児童館の年度別利用者の推移（児童利用数のみで地域住民利用者数を除く）

年度		H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	合計
東児童館	開館日数	293	293	288	263	265	1,402
	利用者	6,789	7,425	9,231	8,281	4,098	35,824
	平均(人)	23.2	25.3	32.1	31.5	15.5	25.6
西児童館	開館日数	291	291	286	261	263	1,392
	利用者	4,516	4,023	5,375	4,703	4,287	22,904
	平均(人)	15.5	13.8	18.8	18.0	16.3	16.5

(4) 児童相談支援センター

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業として、18歳までの対象者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮しながら、本人に合った適切なサービス等利用計画作成及び継続支援に関する業務を保健福祉総合センター内で行っています。

発達支援センターを利用する就学前の児童については、中富良野町との委託業務契約締結により、両町の子どもを対象に計画を作成しています。

また、利用者やその家族から様々な日常生活の相談に対応し、必要に応じ地域の保健、医療、福祉、教育等の専門機関及び関係機関と連携しています。

近年、発達に関する相談や支援を必要とする児童が増加傾向にあり、発達支援センターや子ども・子育て包括支援センター等と一層の連携強化が必要となっています。

開設日	月曜日～金曜日（祝日及び12月31日から1月5日を除く）
開設時間	8時30分～17時15分

●児童相談支援センター 年度別計画相談支援件数の推移 (件)

年度	上富良野町				上富良野 合計	中富良野町		中富良野 合計	2町 合計
	就学前		学齢児			就学前			
	計画	モニタリング	計画	モニタリング		計画	モニタリング		
H28	41	35	23	16	115	13	17	30	145
H29	72	53	34	19	178	14	10	24	202
H30	63	60	48	19	190	17	18	35	225
H31	61	64	42	36	203	15	14	29	232
R2	61	50	43	41	195	18	21	39	234

(5) 発達支援センター

発達支援センターは、中富良野町と委託業務契約を締結し、両町の就学前の子どもを対象に、子どもセンター内で事業を行っています。近年、出生率は低下していますが、発達支援の必要な子どもは減少しておらず、その早期発見や早期対応、更には保護者や家族への支援が求められています。

各種検診時や子育て支援拠点事業での発達相談においても、そのニーズが急増しており、今後の受け皿の拡充と機能の充実が課題となっています。

開設日	月曜日～金曜日（祝日及び12月31日から1月5日を除く）
開設時間	8時30分～17時15分

●発達支援センター年度別利用者の推移

(人)

年度	年間開設日数	区分	延利用者数		一日平均利用者数		利用実人数		延在籍数(月初日)		月平均在籍者数	
H28	243	上富	1,018	1,334	4.2	5.5	37	51	362	507	30.2	42.3
		中富	316		1.3		14		145		12.1	
H29	243	上富	1,353	1,622	5.6	6.7	52	65	453	575	37.8	47.9
		中富	269		1.1		13		122		10.2	
H30	251	上富	1,440	1,822	5.7	7.3	55	70	539	686	44.9	57.2
		中富	382		1.5		15		147		12.3	
H31 (R1)	245	上富	1,445	1,844	5.9	7.5	53	65	578	737	48.2	61.4
		中富	399		1.6		12		159		13.3	
R2	235	上富	1,282	1,806	5.5	7.7	49	67	505	690	42.1	57.5
		中富	524		2.2		18		185		15.4	

4 新子どもセンター整備の必要性

(1) 子育てにかかる相談・支援、各事業の集約による施設機能

子育て支援施策については、保健福祉課内の子育て支援班と子どもセンターで行っている子育て支援拠点事業等に区分されていますが、一人ひとりに寄り添った支援とサービスを提供するためには、包括的にワンストップで支援し、サービスを提供できる体制と環境づくりが必要です。機能を集約することで、相談体制のワンストップ化の強化にもつながります。

(2) 発達に遅れのある子どもの早期発見と早期療育の場の充実

発達に不安のある子どもについては、早い時期から適切な支援を受けることにより、生活上の困難が軽減されるとともに、発達の遅れに起因する心理面や行動面での二次的な問題を防ぐことにもつながります。

また、子育てに係る施設機能の一体化は、来所される保護者にとって、支援を必要とする子どもへの気づきや療育の必要性を理解していただく場にもなるものと考えます。

(3) 児童福祉にかかる相互連携と強化

東児童館は建設から40年経過しており、屋根・床等損傷があることから、将来、全面改修が必要となっています。児童館機能（東児童館）、子育て支援機能（子ども・子育て包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点）、児童相談支援センター機能、子どもセンター機能（子育て支援拠点事業、発達支援センター）を集約することで、18歳までの児童福祉に係る一体的な整備が図られます。

(4) 子育て世帯（未就学児童）を重点とした避難所として活用

町内に親族等がいない世帯（転入者等）が多く、災害等においては保護者のいずれかが不在となることが想定されることから、避難所としても活用できる子育て支援の拠点が重要となります。

(5) 施設維持・管理の効率化

児童館等運営（開設日・開設時間等の拡充）や各事業の柔軟な支援体制を構築することで、将来、施設管理委託を見据えた場合も含め、施設管理等の効率化が図られます。

【参考】

≪18歳以下の児童生徒が利用できる施設（多種多様な居場所の確保）≫



5 新子どもセンター整備の基本方針

現在の子どもセンターと東児童館が担う役割を踏まえ、新子どもセンター整備の基本方針は次のとおりとします。

(1) 子育て支援体制の確保

新子どもセンターは、地域における子育て世帯が孤立することなく、個人やグループ等にかかわらず誰でもが気軽に利用でき、かつ、相談窓口としてあらゆる悩み等の共有に努められるよう、子どもに関わる関係機関（子どもセンターと子育て支援班）を集約し、ワンストップ化を推進していきます。

(2) 療育体制の確保

就学前の子どもの発達においては、早期発見・早期療育、更には養育者への支援が求めら

れており、各種健診時や子育て支援拠点事業、認定こども園等、各関係機関と連携し、体制を確保していきます。

また、中富良野町の就学前児童に対する相談支援及び発達支援事業についても、引き続き業務委託契約により行っていきます。

(3) 児童館機能の確保

就学後の放課後時間や土曜日、長期休業期間において、18歳までのすべての子どもが利用できる施設として、整備を行っていきます。

(4) 災害時における子育て世帯避難所の確保

活火山である十勝岳を抱えるまちとして、噴火災害時はもとより、近年増加する大雨や地震等による自然災害時においても避難施設としての機能を維持し、特に身近に親族等がない子育て世帯や乳幼児を抱える世帯が避難できる拠点施設として整備を行います。

6 新子どもセンター建設場所の選定

(1) 新子どもセンター建設の場所

新子どもセンター建設場所は、施設へのアクセスや周辺の環境、他の公共施設との連携、敷地の確保等を総合的に勘案し、現在の東児童館敷地内を候補地とし、建物の配置については、駐車場の確保や園庭等を考慮のうえ検討します。

(2) 新子どもセンター建設場所の選定にあたっての考え方

① 上富良野町全体からの位置

東児童館敷地は、上富良野町の市街地で道路も整備されており、子育て世帯の方の利用には、アクセスも容易です。

② 子育て支援施設としての特性

児童館としての施設機能が維持できるとともに、異なる年齢の子どもや地域住民との関わり場の場として、更に園庭スペース等による子どもの健康づくり等、環境にも恵まれ、子育て支援という点からも非常に適した場所です。

③ 公共施設等との関連性

東児童館敷地は、近くに上富良野小・中学校があるほか、役場や保健福祉総合センターから1.1km(徒歩15分、車3分)の位置にあります。

④ 災害拠点施設として活用

泥流、洪水等の自然災害に対しても安全な場所であり、子育て世帯の避難場所として活用できます。

7 新子どもセンター構造の選定

(1) 階層の検討と選定

新子どもセンターの階層については、「平屋建て」又は「2階建て」のいずれかで検討し選定していきます。

(2) 工法の検討と選定

新子どもセンターについては、様々な構造形式を検討しながら、建設場所や環境を踏まえながら、よりふさわしい工法を選定していきます。

8 新子どもセンター建設にあたってのコンセプト

新子どもセンターの建設にあたっては、子育て支援総合施設としての機能を十分発揮し、子どもや保護者の利用が中心となることから、利便性や居住性（安全性）には多くの配慮を必要とします。

また、施設は長期にわたり利用していくことから、ランニングコストに目を向けた経済性等についても検討する必要があります。

(1) 機能性

「子育て支援機能」「発達支援センター機能」「児童館」「交流機能」の4つの機能を十分果たすため、新子どもセンターの各部屋やスペース、設備について、以下のように考えるものとします。

① 玄関・エントランス付近

1) 玄関は、快適な空調効果と安全性を確保します。また、子育て支援拠点事業と発達支援センターの玄関は共通とし、児童館玄関は別に設けます。

2) エントランスは、必要な空間を確保します。

② 窓口

窓口は、各種の簡易な相談や子育て支援プランの作成等に利用することから、エントランス及び事務所から近い場所に設置する必要があり、一方、プライバシーに配慮した構造とします。

③ 事務室①・事務室②・事務室③・事務室④

1) 事務室①は、子育て支援拠点事業、子育て支援班、児童相談支援センターの合同事務所とし、8人程度の職員・スタッフの従事を想定し、什器、機械（コピー機、印刷機、プリンター、FAX）のスペースを確保します。

2) 事務室②は、児童発達支援事業の事務所とし、8人程度の職員・スタッフの従事を想定し、什器、機械（プリンター、FAX）のスペースを確保します。

3) 事務室③は、児童館の事務所とし、3人程度のスタッフの従事を想定し、什器、機械（プリンター）のスペースを確保します。

4) 事務室④は、ファミリー・サポート・センターの事務所とし、3人程度のスタッフの従事を想定し、什器、機械（プリンター）のスペースを確保します。

④ なかよしサロン（子育て支援拠点事業）

なかよしサロンは、主に3歳未満児とその保護者が利用することを想定し、遊具を配置しても通常5組10人程度が利用できるスペースを確保します。また、利用者の安全確認ができるような配置とします。

子ども図書スペースを一角に設け、親子で自由に読書ができるような設計とします。

⑤ プレイルーム（子育て支援拠点事業）

プレイルームは、主に3歳未満児とその保護者が利用することを想定し、遊具を配置しても通常15組30人程度、親子で参加するイベント等時には20組40人が利用できるスペースを確保します。また、隣接して授乳室を配置します。

⑥ 個別指導室 4室（発達支援センター）

個別指導室は、発達支援センターに通所する子どもとその保護者が利用することを想定し、各部屋には2組4人と療育指導員2人が利用できるスペースを確保するほか、指導に使用する物品を収納するための備品庫を隣接して配置します。また、全室のドアにマジックミラーを設置するほか、1室については、専門的な発達検査や言語療法指導ができるよう、音響設備を完備した部屋を設けます。

⑦ 運動機能室（発達支援センター）

運動機能室は、発達支援センターに通所する子どもとその保護者が利用することを想定し、理学・作業療法の専門的な評価や訓練が実施できるよう、大型遊具を常設した感覚統合遊具（天井からの吊り具含む）を設置し、通常4組の親子と療育指導員4人が利用できるスペースを確保します。また、隣接して、大型遊具を収納できる備品庫を配置します。

⑧ 相談室 3室（共通）

相談室は、児童発達相談、子育て相談、児童虐待相談、DV相談等、さまざまな利用が想定されることから、明るく相談しやすい環境にするとともに、プライバシーに配慮した設計とします。4人程度が利用できるスペースとし、2室には机と椅子を配置します。

⑨ 会議室（共通）

会議室は、各種会議や学習会、研修会、講演会等に利用することを想定し、スタッフを含め45人が利用するスペースを確保します。また、パーティションで区切り、2室同時に利用できるとともに、隣接して机や椅子の物品庫を配置します。

⑩ 食育サロン（共通）

食育サロンは、10人程度の利用を想定し、調理台を設置します。ランチルームとして利用する際は、5組の親子10人の利用を想定します。

① 児童館

児童館は、児童・生徒に健全な遊びや交流の機会を与え、健康増進、情操を豊かにする場として自由に来館できる場所です。

1) 遊戯室

運動やボール遊びができるように、天井を高くし開放的な空間とします。

2) 図書室

静かに本を読むスペースで、公民館の移動図書コーナーを設け8人程度が利用できるスペースとします。

3) 集会室

ぬりえやカード等ゲーム、工作等作製ができる16人程度が利用できるスペースを確保し、感染予防対策に応じ三密を回避できるよう、児童・生徒が安心して集い遊べるスペースとし、活動消耗品、遊具等を収納できる備品庫を確保します。異年齢交流を目的とした児童館行事等においては、子育て支援拠点事業のプレイルームも活用します。また、開放スペースとして有効に使えるテラス等の設置を検討します。

② 屋外子ども広場（共通）

屋外には少人数での球技等ができるスペースのほか、年齢に合わせた遊具を設置します。また、畑を設け、季節の事業に使用する野菜等を育てることで、食育推進を図ります。雨天時や日除けに利用できるよう屋根のあるスペースを検討します。

(2) 利便性、居住性、経済性等

① アプローチ、部屋間のアクセス

- 1) 雨天時に車の乗降がしやすいよう、玄関先に車寄せを設けます。
- 2) 廊下や各部屋の入口には段差を設けないようにします。
- 3) 各部屋の扉は開閉がしやすく、かつ安全性の高い構造とします。
- 4) 各部屋の利用形態を考慮し、スムーズな動線を確保します。
- 5) 廊下幅は車椅子等の移動を考慮し、十分確保するものとします。

② 居住性、安全性

- 1) 乳幼児がほふくで利用する部屋は床暖房を検討します。
- 2) 各部屋は木をふんだんに使うよう検討します。
- 3) 自然な光が入るよう館内の採光に配慮した設計とします。
- 4) 壁にクッション性のある素材を使用する等子どもの安全に配慮した構造とします。
- 5) 体温調節が苦手な子どももおり、冷暖房に配慮した設計とします。

③ 経済性

- 1) 断熱性や効率性の高い壁材や空調システムを検討します。

2) 太陽光や地中熱等の再生可能エネルギーの利活用を検討し、化石燃料の使用量削減と二酸化炭素排出削減を図り、環境に配慮した施設整備を行います。

④ デザイン性

1) メンテナンス時の効率性を考慮しながら、子どもたちに夢と希望を与える外観デザインを検討します。

2) 子どもたちの遊びへの興味を持たせる内装デザインを検討します。

9 新子どもセンター運営計画

(1) 子育て支援拠点事業

子育て支援拠点事業を実施するとともに、子どもや保護者の居場所、コミュニティの場として活用・提供することで、子育てにおける孤立を防ぎます。

また、育児サークル（12団体）については、活発に活動できるよう町が継続した支援を行うとともに、新規サークル設立を促し、子育て世代におけるネットワークを構築することで不安なく子育てできる環境づくりを進めます。

ファミリー・サポート・センター事業については、子育てに対する有効な事業展開を図るため、中富良野町と連携し、今後もNPO法人こどもサポートふらのに共同で委託していきます。

(2) 子育て支援班

① 認定こども園の利用決定など、子育て支援に関する児童福祉業務を行います。

② 子ども・子育て包括支援センター

妊娠期から子育て期までの総合相談窓口として、健康推進班と連携し訪問・相談を実施していきます。

③ 子ども家庭総合支援拠点

虐待をはじめとする課題を抱える子どもと家庭への相談対応及び支援拠点並びに育児に関する相談窓口として、相談体制のワンストップ化を図ります。

④ 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会の調整機関として、育児不安や育児ストレス、養育力不足等による児童虐待ケースに係る支援について、関係機関と連携し調整していきます。

(3) 児童館

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における居場所として、遊びを通じて心身を育成し情操を豊かにすることを目的として運営しています。東児童館は、上富良野小学校区内における児童館として運営していきます。

(4) 児童相談支援センター

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業として、18歳までの対象者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本人に合った適切なサービス等利用計画作成及び継続支援に関する業務を実施していきます。

発達支援センターを利用する中富良野町の就学前の児童についても、サービス等利用計画を作成していきます。

また、利用者やその家族から様々な日常生活の相談に対応し、必要に応じ地域の保健、医療、福祉、教育等の専門機関及び関係機関と連携していきます。

(5) 発達支援センター

中富良野町との業務委託契約により、両町の就学前の子どもを対象に事業を実施していきます。

また、各種健診や子育て支援拠点事業における相談等により、早期発見・早期療育に努めるほか、保護者や家族への支援についても対応していきます。

10 新子どもセンター規模と財源内訳

- (1) 建設地 東児童館敷地等 約4,000㎡
- (2) 建設工法 構造形式について検討
- (3) 建物面積 1,300㎡(見込み)
- (4) 主な設備
 - ① 暖房 再生可能エネルギーの検討、施設内の冷暖房完備
 - ② 照明 原則LED照明を設置
 - ③ 防犯対策 監視装置を設置
- (5) 建設費用 約5億2千万円(見込み)

(6) 財源内訳

- ① 森林環境譲与税の活用(基金繰入) 約10,000千円
- ② 過疎対策事業債 事業費の70%を基準財政需要額に算入

(7) 建設検討委員会設置による検討

子どもセンター及び東児童館改築について、よりよい児童福祉施設整備にむけて、上富良野町新子どもセンター建設検討委員会(子ども・子育て会議委員等15名以内)を設置。

任期は、令和3年10月1日～令和4年3月31日

(8) 整備スケジュール

第1段階	第2段階	第3段階	令和6年(2024年) 4月オープン予定
令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
基本構想・基本計画 基本設計	実施設計	建設工事	